

総長が特に命じる教育推進に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件

第1 事務本部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、教育推進に係る事務について、学務部長の職務を助け、及び総括整理させるため、教育推進担当部長を置く。

第2 教育推進担当部長が所掌する事務及びその事務処理に係る学務部における指揮命令に関し必要な事項その他教育推進担当部長に関し必要な事項は、学務部長が定める。